

番号	内容	関係条項
42	特定流通業務施設について	法第 34 条第 14 号

「特定流通業務施設」とは、物資の流通の効率化に関する法律（物流効率化法）に定められた一定の要件を満たす物流拠点施設のことをいいます。輸送連携型のトラックターミナルや倉庫などが該当し、高速道路インターチェンジの近くなどで、複数の物流事業者同士が連携することにより設置される施設が該当します。

物流効率化法の認定を受けた特定流通業務施設は、市街化調整区域に施設を建設する条件を満たすことができます。市街化調整区域に施設を建設する場合、開発許可が必要ですが、物流効率化法第 24 条の規定により、開発許可についての配慮がなされます。

「開発許可制度運用指針（都市計画法に基づく技術的助言）」では、物流効率化法第 24 条を踏まえ、特例流通業務施設を「開発許可をして差し替えないもの」として例示しています。

本県においては、審査基準 p.56 の § 1－7－(15)「オ 指定区域内における大規模な流通業務施設」の③に該当する施設の立地が許可対象となります。（法第 34 条第 14 号に該当するため、開発審査会に付議する必要があります。）

【補足】

「特別積合せ貨物運送」（通称：特積み）に係る施設については、都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号及び都市計画法施行令第 21 条第 6 号に該当するため、開発許可が不要です。

【問合せ先】

特定流通業務施設に関する国土交通省九州運輸局の問い合わせ先は次のとおりです。

国土交通省九州運輸局環境・物流課

リンク先：https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/m_butsou.html

<参照審査基準>

- 福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」p.56～57 § 1－7－(15) オ